

令和7年度機構集積協力金交付事業の配分基準について

〔 令和7年7月 14 日 〕
〔 農 業 経 営 課 〕

機構集積協力金は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、機構を活用した担い手への農地集積・集約化に資する観点から、令和7年度の配分基準は次のとおりとする。

1 前提

本年度交付対象となる地域に対し、予算の範囲内で機構集積協力金を交付する。

2 予算が不足した場合の措置

(1) 機構集積協力金の種類ごとの優先順位

交付対象となるものの、国からの配分が不足し、全ての地域に対し、交付することができない場合には、次の順で予算を配分することとする。

ア 地域集積協力金

イ 集約化奨励金

(2) 同一の機構集積協力金の種類における地域の優先順位

同一の種類において、その一部にのみ配分する場合は、次の指標による比較を行い、指標が高い地域の順に予算を配分する。

ア 地域集積協力金

新たな集積面積の割合が高い地域から配分する。

なお、割合が同率の場合は、貸付面積が大きい地域を優先する。

イ 集約化奨励金

新たな集約化面積（中山間地域は 0.5ha 以上の団地面積）の割合が高い地域から配分する。

なお、割合が同率の場合は、貸付面積が大きい地域を優先する。

順位	種類（区分）	同一の種類における優先順位
1	地域集積協力金	新たな集積面積の割合が高い地域
2	集約化奨励金	新たな集約化面積（中山間地域は 0.5ha 以上の団地面積）の割合が高い地域